

平成25年12月13日

指定管理者の指定について（練馬区立土支田デイサービスセンター等）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立土支田デイサービスセンターほか6施設の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

(3) 代表者

理事長 萩原 潔

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成25年4月23日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日 平成25年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

8月19日 第2回指定管理者選定小委員会

（企画提案書作成要項の審議）

8月19日	企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）
9月13日	企画提案書受付（経営状況に関する部分）
9月18日	経営診断委託
9月30日	企画提案書受付（事業計画に関する部分）
10月17日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点)
11月13日	平成25年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、質の高い介護サービスの提供が期待できること、利用者の意見・要望を反映した施設運営が行われていること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が練馬区立土支田デイサービスセンター等を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金等の割合が低いため、自主的運営能力が高い。

資金力、借入金の返済能力について優れており、安全で安定した経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程が整備されている。

また、法人主催の定期的な研修をはじめ、各事業所においても所内研修や唱和を実施している。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われている。

また、法人全体の法令遵守体制を担保するため、法令等遵守管理規程を設け、全職員に周知を図るとともに、内部実地指導を実施している。

役員の構成は適正であり、理事会・評議員会は定期的に開催されている。

(4) 運営実績

平成5年6月の土支田デイサービスセンターの施設開設時から各施設の受託業務を行い、平成18年4月から指定管理者として管理運営を行っているほか、区内において特別養護老人ホーム5か所、ケアハウス1か所、高齢者センター1か所、敬老館4か所、高齢者相談センター支所11か所等を運営しており、高齢者福祉分野において区内での顕著な実績がある。

(5) 効率的運営・効率化への取組

法定数を上回る介護職員や看護職員を配置し、きめ細かい介護が可能な体制を確保している。

また、清掃業務、設備保守業務、給食調理業務等の再委託や法人経営会議における月次決算分析による収支管理により、効率的な運営に努めている。

(6) 受託への熱意・意欲

利用者の自立支援、リハビリテーションへの積極的な取組や、医療的ケアが必要な重度者や認知症高齢者の積極的な受け入れ、家族支援の充実など、さらなるサービス向上を目指す提案があり、受託への熱意・意欲が高いと認められる。

(7) 施設管理の安全性への配慮

自主点検や法定点検を実施しているほか、事故分析や防止策を検討するリスクマネジメント委員会の設置、事例検討会の開催、職員研修や訓練の実施など、危機管理体制の充実を図っている。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、法人内にサービス向上担当課を設置しているほか、お客様満足度調査や家族懇談会の実施、第三者評価の受審により、利用者の意見・要望を反映したサービス向上に取り組んでいる。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

苦情解決マニュアルを作成し、苦情・事故発生時から是正、再発防止策の策定まで継続した取組を行っている。

また、認知症ケア事例検討会や人権・権利擁護等の研修の実施、マニュアルを活用した職員の自己チェックなど、利用者への公平公正な対応を進めている。

(10) 職員の育成

法人が運営する「練馬介護人材育成・研修センター」事業のノウハウを生かし、採用時から体系的に研修を実施しているほか、施設内研修、事例検討会、育成面談によ

る目標管理、自己啓発への補助を実施するなど、職員の資質向上への取組を計画的・継続的に行っている。

(11) 団体の理念・姿勢

「ありのままのあなたを大切にします」を介護サービス理念とし、各事業所において職員の接遇指針等と合わせて毎日唱和するとともに、ホームページや施設への掲示、施設からのお便りにより利用者へ周知を図っている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

各施設において、職員の7～9割が区民であり、職員の採用に当たっては、今後とも区民の雇用を推進する考えである。

また、業務の再委託や物品の購入に当たっては、区内事業者の活用に努めている。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者である。

(14) 事業等の提案

法人全体および各地区において、利用者の自立支援の推進に向けた取組のほか、多様な活動プログラムの充実、常勤の機能訓練指導員の計画的配置および生活リハビリテーションの充実、家族およびケアマネジャーとの連携の推進、送迎車両の安全性の向上、職員の資質向上へのさらなる取組、地域との交流・連携の推進など、サービス全般にわたり具体的で優れた提案がある。

6 問い合わせ先

健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課 施設係

電 話 03-5984-4586 (直通)

F A X 03-5984-1214

別表

指定管理者選定（社会福祉法人練馬区社会福祉事業団）の審査結果
(練馬区立土支田デイサービスセンター等)

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会等の構成の適正性 (3) 理事会・役員会等の定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	10点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	5点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	4点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である	5点	5点
14 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容	10点	10点
合 計	100点	86点